

株式会社 J R 東日本ステーションサービス

代表取締役社長 森山 英彦 殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

物価上昇に負けない「2024年度賃金のベースアップ」の実施と 働きがい・生きがい・こころの豊かさを求める申し入れ

J R 東日本輸送サービス労働組合は、2月10日に第4回定期中央委員会を開催し、物価上昇に負けない「2024年度賃金のベースアップ」を実現し、働きがい・生きがい・こころの豊かさを基礎に、働き方と賃金の曖昧化を許さず、未来に向けて安心して働ける J R 東日本グループを創造していくことを確認しました。そして「物価上昇分を考慮した生活維持向上分としてのベア」というベースアップの原則を大前提に、物価上昇に負けない年功賃金を維持したベースアップを要求することとし、定期昇給については、一年間の労働における経験やそれに基づく知識が向上したことに対する評価分であることから“昇給係数「4」の完全実施”を求めることを決定しました。

(株) J R 東日本ステーションサービスの2023年度第3四半期決算は、営業収益 12,423 百万円、売上総利益 1,345 百万円、営業利益 117 百万円、四半期(当期)純利益 55 百万円となりました。営業収益は受託契約額の見直し等により前年同期比で増収を計上し、営業費用は新規採用者の増加及び夏季、年末賞与支給額の増等による人件費の増による減収はありましたが、営業利益を確保することができました。

この成果を生み出してきた原動力は、会社設立から11年目を迎え、この間、駅業務の受託箇所数は大幅に拡大するとともに新しい領域の業務にも裾野を広げてきたことによる組合員・社員一人ひとりが大きな成長を遂げてきたからに他なりません。

さらに、中期経営計画「JESS ビジョン 2023-MOVE-」の最終年度としての意義を理解し「3つの駅づくり」を推進していくこととともに、J R 東日本グループに集う駅業務サービスの戦略会社としての飛躍を成し遂げることこそが、持続的な成長につながるものであると確信します。

厚生労働省が2024年2月6日に発表した2023年の毎月勤労統計調査(速報、従業員5人以上の事業所)によると、1人あたりの賃金は物価を考慮した実質賃金で前年比2.5%減となり2年連続のマイナス、2023年12月は前年比1.9%減の21ヵ月連続のマイナスとなりました。このことから物価高に賃金上昇が追いつかない状況が続いていることは明白です。さらに消費者物価指数(生鮮食品を除く)の上昇率の見通しについては、2024年度は2.4%、2025年度は1.8%となると推定されており、働く者に襲い掛かる物価上昇の波は日に日に大きくなっています。このことから「物価上昇に負けない賃金のベースアップ」の実現が必要不可欠であることは言うまでもありません。

物価上昇に対する賃金引上げの必要性の社会的機運は過去例を見ない高まりを見せています。経団連は「物価上昇に負けない賃金引上げを目指すことが経団連・企業の社会的責務」と考え方を表明し、ベアに対しても「有力な選択肢として検討することが望まれる」という基本姿勢を明言しています。呼応するように J R 東日本深澤社長をはじめ多くの企業において昨年を上回る賃金引上げを実施する考えが表明されています。

これまで日本の実質賃金は低下の一途を辿り、その反面、企業の内部留保は年々増加し、潤い富む企業と苦しむ労働者という構図が日本には定着してしまっています。企業の発展と収益確保は、働く者抜きには考えることは出来ないはずであり、組合員の現状を顧みず、利益至上主義の経営姿勢があつていいわけがありません。

鉄道を起点とした安全で安心した輸送サービスを持続・発展させていくために、人材の確保・定着と技術継承・人材育成を労使の共通認識とすべきであり、その実現には利益を企業内に留めるだけでなく「労働力の価値」に対して正当に投資することが必須です。J R 東日本グループに働く組合員が、“働きがい”“生きがい”“こころの豊かさ”を実感できる環境と労働条件を確保することが今こそ求められています。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて、回答にあつては丁寧かつ具体的に、団体交渉日程については速やかに調整し開催することを要請します。

記

1. 「物価上昇分を考慮した生活維持向上分としてのベースアップ」を基礎に、2024年4月1日に在籍する全社員の基本給を一律 18,000 円(定期昇給を含まない)引き上げること。
2. 労働者にとっての“働きがい”“生きがい”“こころの豊かさ”と安心した生活設計を構築していくために定期昇給を実施すること。なお、その際の昇給係数は「4」とすること。
3. 定期昇給の基礎となる所定昇給額については、1 等級から 5 等級に在籍する者へは 2,000 円を 6 等級から 10 等級に在籍する者へは 1,000 円を増額すること。
4. 未曾有の物価上昇に対し、“生活の豊かさ”を実感し、“健康で文化的な生活”を保障するために全社員一律に 10 万円の特別手当を支給すること。
5. 回答については、2024年3月31日までに行うこと。

以 上